

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	町田市 母子保健事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「母子保健法」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」等に基づき以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 妊産婦及び乳幼児を対象とした健康診査の実施2 妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭への訪問指導の実施3 妊産婦及び乳幼児を対象とした面接及び保健指導の実施4 母子健康手帳交付事務5 妊婦のため支援給付金給付事務 <p>「Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務」について、以下のとおり取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。・住民が、健診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、健診会場において住民が事前に入力した問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。・自治体は、健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び住民への通知が可能となる。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・健康管理システム・中間サーバー・宛名システム兼連携システム・サービス検索・電子申請機能・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表70の項(母子保健法)、127項(子ども子育て支援法)、135項(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第40条、第68条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)及び別表・別表(70の項、127の項、135の項)における情報提供の根拠番号法別表第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)のうち、第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(156の項)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(95項等)、「妊婦のための支援給付の支給に関する情報」または「地域子ども・子育て支援事業」が含まれる項(155項)。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健所保健予防課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:保健所 保健予防課 電話:042-725-5471 FAX:050-3161-8634
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1万人以上10万人未満] 令和4年2月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和4年2月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおける全ての局面ごとに、リスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	評価実施機関における担当部署	笠松 恒司	河合 江美	事後	
平成29年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「母子保健法」が含まれる項(70項)	・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(56項の2)	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	河合 江美	保健所保健予防課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月27日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月27日時点	事後	
令和4年3月16日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2	番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)別表第2	事後	
令和4年3月16日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話 042-725-5422 FAX 042-725-5198	電話 042-725-5471 FAX 050-3161-8634	事後	
令和4年3月16日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月27日時点	令和4年2月22日時点	事後	
令和4年3月16日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月27日時点	令和4年2月22日時点	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「母子保健法」に基づき以下の事務を行う。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「母子保健法」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」等に基づき以下の事務を行う。	事前	
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム	・健康管理システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・サービス検索・電子申請機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		101項	事前	
令和5年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(56項の2)	番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(56項の2)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「母子保健法」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」等に基づき以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊産婦及び乳幼児を対象とした健康診査の実施 2 妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭への訪問指導の実施 3 妊産婦及び乳幼児を対象とした保健指導の実施 4 母子健康手帳交付事務 	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「母子保健法」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」等に基づき以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊産婦及び乳幼児を対象とした健康診査の実施 2 妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭への訪問指導の実施 3 妊産婦及び乳幼児を対象とした保健指導の実施 4 母子健康手帳交付事務 <p>「Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務」について、以下のとおり取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、健診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、健診会場において住民が事前に入力した問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び住民への通知が可能となる。 	事前	
令和5年11月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・サービス検索・電子申請機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・サービス検索・電子申請機能 ・Public Medical Hub(PMH) 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事前	
令和5年11月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]	[十分である]	事前	
令和7年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。	(削除)	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 市政情報課	総務部 法務課	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「行政手続における特定の個人を～中略～」等に基づき以下の事務を行う。 1 妊産婦及び乳幼児を対象とした健康診査の実施 2 妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭への訪問指導の実施 3 妊産婦及び乳幼児を対象とした保健指導の実施 4 母子健康手帳交付事務 「Public Medical Hub (PMH)を～以下略	「行政手続における特定の個人を～中略～」等に基づき以下の事務を行う。 1 妊産婦及び乳幼児を対象とした健康診査の実施 2 妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭への訪問指導の実施 3 妊産婦及び乳幼児を対象とした面接及び保健指導の実施 4 母子健康手帳交付事務 5 妊婦のための支援給付給付事務 「Public Medical Hub (PMH)を～以下略		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表70の項(母子保健法)、101項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第40条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表70の項(母子保健法)、127項(子ども子育て支援法)、135項(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第40条、第68条、第74条		
令和8年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(56項の2)	番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・別表(70の項、127の項、135の項)における情報提供の根拠 番号法別表第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)のうち、第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(156の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(95項等)、「妊婦のための支援給付の支給に関する情報」または「地域子ども・子育て支援事業」が含まれる項(155項)。		